コンプライアンス

基本的な考え方

当社は、コンプライアンスを重視し、「ミウラグループ企業行動規範※1」の第1項に「法令等の遵守」を定めています。経営戦略や事業目的の適正かつ効率的な達成と永続的な企業価値の向上に向けて、法令を遵守することはもとより、企業倫理に照らして、誠実かつ公正に業務を遂行することが重要であると認識しています。このような考えに基づき、取締役（社外監査等委員を含む）および執行役員などで構成されるコンプライアンス委員会を設置し、「ミウラグループ企業行動規範」の周知徹底に努めています。

※1 ミウラグループ企業行動規範はウェブサイトでご覧いただけます。
https://www.miuraz.co.jp/corporate/compliance.html

コンプライアンス体制

●コンプライアンス体制図

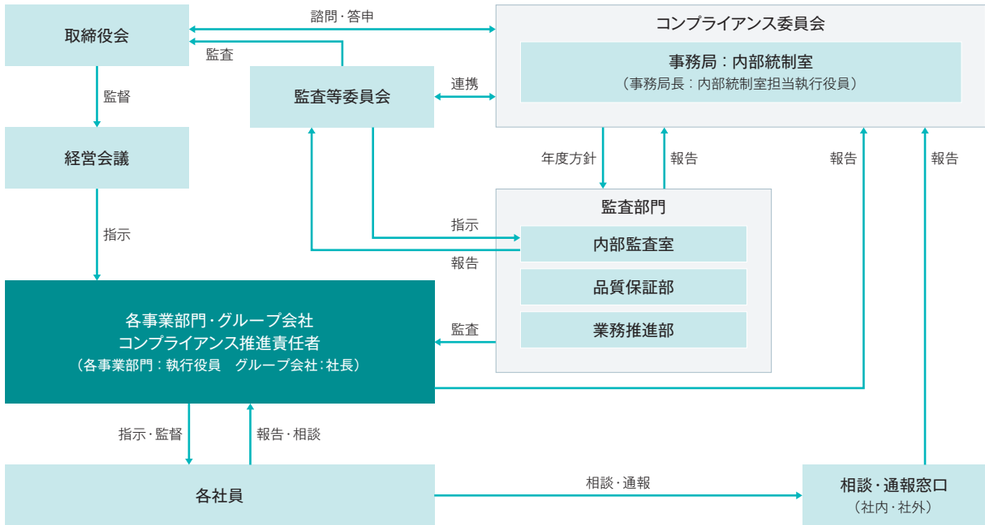

コンプライアンス委員会は、総務・人事担当の取締役を委員長とし、8名の委員で構成されています。同委員会は定期的に年1回、必要に応じて適宜臨時会を開催するほか、グループ各社の取締役会に諮問などを実施しています。

贈収賄防止の取り組み

ミウラグループは、グローバルに事業を展開するにあたり、ビジネス倫理の取り組みとして、贈収賄リスクを認識のうえ、「ミウラグループ贈収賄防止規程」「公務員の招待・接待等に関するガイドライン」を制定し、グループ各社に周知しています。海外拠点への周知については、現地の言語で要領を作成し、各国に応じた運用を実施しています。また、サプライヤーに対しても、当社の行動規範として贈収賄を禁止している旨を文書により周知しています。

ミウラグループ贈収賄防止基本方針はウェブサイトでご覧いただけます。
https://www.miuraz.co.jp/corporate/antibribery.html

コンプライアンス意識浸透に向けた取り組み

当社では、コンプライアンス意識の浸透に向けて、各種教育に力を注いでいます。

2020年3月期の取り組みとして、コンプライアンス統括部署による基礎研修を実施し、新入社員向け研修136名（総合職103名・一般職14名・拠点19名）、中途採用者向け研修88名がそれぞれ受講しました。加えて、各執行部門による関連部署・拠点に対する関連法令等※2教育（周知、勉強会）を実施したほか、「法令入門ハンドブック」を作成し受講者に配付しました。

なお、2020年3月期において、罰金や課徴金を伴う違反事例はありませんでした。

※2 関連法令等：労働安全衛生法、産業廃棄物処理法、下請法、毒物および劇物取締法、補助金、建設業法、インサイダー取引防止、安全保障輸出管理

内部通報制度

国内では、主要グループ会社を含め内部通報制度を整備し、社内外に複数の相談窓口を設けています。「ミウラグループ公益通報者保護要領」に、匿名による通報を禁止しない旨を定めているほか、通報者などに解雇その他の不利益な取り扱いを行わないこと、通報者などに不利益な取り扱いまたは嫌がらせなどを行った者に対し、懲戒規定に従って処分を課すことができることを定めています。

利用者の範囲は、ミウラグループの労働者（正社員、準社員、契約社員、パート、アルバイト、派遣労働者および退職者）、ならびにミウラグループの取引企業の労働者が含まれます。

従業員への周知は社内ポータルサイトに通報先情報を常時掲載しており、通報件数は2018年3月期6件、2019年3月期2件、2020年3月期0件となっています。海外拠点においては、米国、中国、韓国の現地法人に内部通報窓口を設置しており、米国、中国、韓国での通報件数は2020年3月期までの過去3年間で0件でした。

安全保障輸出管理の取り組み

わが国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が国際社会の安全性を脅かすような国家やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を構築し、各国が協調して輸出などの管理を行っています。

ミウラグループでは、この国際輸出管理レジームの国際合意はもとより、所在国の輸出管理法令（日本においては「外国為替法および外国貿易法」）を遵守することを基本方針として「グローバル安全保障輸出管理規程」を定め、国際的な平和および安全の維持の観点に立った適正な輸出管理に努めています。

また、所管部署（安全保障輸出管理部）により、スタッフ部門などに対する安全保障輸出管理教育を適宜行っています。

知的財産の保護

第三者の知的財産権を尊重し、侵害しないように努めるとともに、自社の知的財産権の確保を積極的に行い、有効に活用する活動に取り組んでいます。

①知的財産権の尊重
第三者の知的財産権を侵害することがないよう、先行技術などの調査を十分に行い、その結果を反映させた新技術・新製品の研究および開発を行っています。

②知的財産活動
研究・開発の初期段階から事業部門と知的財産室が連携し、発明の抽出や特許などの権利化を戦略的に行い、技術および知的財産の保護の強化を図っています。

③従業員教育
知的財産を尊重し、保護・活用する教育を集合教育やe-ラーニングなどにより継続的に行っています。

税務コンプライアンスの基本的な考え方と取り組み

ミウラグループはグローバルな事業展開を進めていくうえで、事業活動を展開している国・地域の納税においても、透明性の向上が重要と考えています。そのため、「ミウラグループ企業行動規範」に基づき、税務コンプライアンスを徹底しています。税務リスクに対しては、経理担当役員の判断に基づき管理を行い、必要に応じて所管国税局への相談などを随時行っています。

加えて、法令の適用・解釈が不明確な場合においても随時、外部専門家からの助言・指導を受け、適切に対応しています。

また、グループ内の移転価格税制においても、「OECD移転価格ガイドライン」やグループ各社の国・地域の税制に基づいた管理を行っています。

税務コンプライアンスについては、ウェブサイトをご参照ください。
https://www.miuraz.co.jp/corporate/compliance.html